

## 審査基準及び標準処理期間

平成27年4月1日作成

法令等名	道路交通法施行令
根拠条項	第14条の2第2号
処分の概要	道路維持作業用自動車の指定
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	
審査基準	
標準処理期間	7日（行政庁の休日含まない。）※
申請先	交通部交通総務課企画第四係
問い合わせ先	交通部交通総務課企画第四係（電話06-6943-1234 内線50242）
備考	※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。